

平成27年7月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第42号 草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第43号 草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第42号

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて

上記の議案を提出する。

平成27年7月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めるこ
とについて

次の者を、草津市教育委員会事務外部評価委員会委員に委嘱することにつき、草津市
教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定
により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	糸乘 前	滋賀大学教授
学校教育の関係者	駒井 照子	元公立小学校校長
公募市民	下村 修一	

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

第4条以降（略）

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
(略)	(略)	(略)
草津市教育委員会事務外部評価委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公募市民	教育委員会事務局 教育総務課
(略)	(略)	(略)

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
(略)	(略)
草津市教育委員会事務外部評価委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
(略)	(略)

議第43号

草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて

上記の議案を提出する。

平成27年7月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めるについて

次の者を、草津市立少年センター運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立少年センター条例施行規則（平成14年草津市教育委員会規則第17号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
少年問題に關係ある機関または団体の代表者	加藤 寛之	草津警察署生活安全課長
	湯浅 敦	草津市青少年育成市民会議会長
	清水 昭博	草津市少年補導委員会会长
	山崎 静子	草津市更生保護女性会会长
	田中 善子	草津市民生委員児童委員協議会 児童福祉部会長
	木村 清	草津保護区草津支部保護司会会长
	平井 正美	草津市P.T.A連絡協議会副会長
関係教育機関の職員	塙本 和代	草津市立笠縫東小学校長
	杉山 泰之	草津市立松原中学校長
	竹中 仁	滋賀県立草津高等学校長
公募による市民	上寺 春美	
	小寺 喜代美	
	山本 篤	
その他教育委員会が必要と認める者	老原 恒男	笠縫学区まちづくり協議会副会長
	武田 京子	草津市公共職業安定所総括職業指導官

草津市立少年センター条例施行規則（抄）

（運営委員会の組織）

第7条 運営委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 少年問題に関する機関または団体の代表
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（運営委員会委員長および副委員長）

第9条 運営委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（運営委員会の会議）

第10条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、半数以上の委員から審議事項を示して、会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

平成27年7月27日

教育委員会定例会協議書

草津市教育委員会

協議事項

(1) 教育委員会事務の点検および評価の報告書（平成26年度）（案）について

教育委員会事務の
点検および評価の報告書
(平成26年度)

(案)

平成27年7月
草津市教育委員会

< 目 次 >

I. 点検・評価制度 (2)

- 1 趣 旨
 - 2 点検・評価の対象
 - 3 点検・評価の方法および評価指標
 - 4 外部評価委員会
 - 5 教育委員と外部評価委員との懇談会の開催

II 「草津市教育振興基本計画」の基本理念と施策の基本方向・・・・(4)

III 平成26年度 目標の点検・評価

- 1 「子どもの生きる力を育む」・・・・・・・・・・・・(9)
目標1 「健やかな心と体の育成」
目標2 「生活習慣と社会性の育成」
目標3 「確かな学力の育成」

2 「学校の教育力を高める」・・・・・・・・・・・・(28)
目標4 「教職員の指導力の向上」
目標5 「学校経営の充実・向上」
目標6 「教育環境の充実」

3 「地域に豊かな学びを創る」・・・・・・・・・・・・(49)
目標7 「生涯学習・スポーツの充実」
目標8 「文化・芸術の振興」
目標9 「地域協働合校の推進」

4 「平成26年度教育委員会事務の点検 評価」結果監査 (62)

IV 草津市教育委員会の活動 (63)

I 点検・評価制度

1 趣 旨

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から全ての教育委員会は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、教育委員会事務の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を公表することを義務付けられました。

また、本市では、平成22年3月に、確かな教育改革を実行し、市民の誰もが満足できる学校教育、社会教育を実現するため、これからの中10年の指針となる「草津市教育振興基本計画」を策定しており、当計画の進捗状況の確認を行うことも兼ねて、教育振興基本計画の施策体系に沿って点検・評価を実施しました。

2 点検・評価の対象

「草津市教育振興基本計画」の「施策の基本方向」として位置づけた、9つの目標と39施策を対象としました。

3 点検・評価の方法および評価指標

(1) 点検・評価にあたっては、39施策を26の具体目標ごとに、1年間の「主な取り組みの成果」を明らかにするとともに、それぞれの「今後の課題」について、自己評価を行いました。

また、26の具体目標の評価から、9つの目標を評価しました。

(2) 評価指標

① 目標評価については、具体目標評価の平均点から下記のとおり評価しました。

目標評価	評価内容	具体目標の平均点数
A	十分達成	2.5~3
B	概ね達成	2~2.4
C	やや不十分	1~1.9
D	不十分	0~0.9

② 具体目標評価については、各具体施策の平均点から下記のとおり評価しました。
具体施策評価については、取組状況の評価を下記のとおり点数化し、その平均点から評価しました。取り組みの状況の評価については、各担当課が具体施策に対応する事業を挙げ、事業実績値の推移を矢印で表し、その推移や達成度から総括的に「a」「b」「c」「d」で評価しました。

具体施策・ 具体目標 の評価	取り組みの状況・ 具体施策評価 の平均点数	取り組みの状況	
		点数	評価
十分達成	2.5～3	3	a 十分達成
概ね達成	2～2.4	2	b 概ね達成
やや不十分	1～1.9	1	c やや不十分
不十分	0～0.9	0	d 不十分

4 外部評価委員会

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など外部の方々の意見、助言をいただき、その意見等を各評価シートの末尾に記載します。

5 教育委員と外部評価委員との懇談会の開催

草津市教育委員会事務外部評価委員会で、「教育委員会事務の点検・評価（平成26年度）について」をテーマに話合います。

Ⅱ 「草津市教育振興基本計画」の基本理念と施策の基本方向

1. 基本理念

「基本理念」は、平成22年度から今後10年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を示したもので

この基本理念を実現するために、基本的な方向性を示したもののが、3つの「施策の基本方向」です。

そして、これらを具体化していくために9つの「目標」を掲げています。

基本理念

子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

一人の人間として子どもに真摯に向き合うと、子どもの中に限りない可能性があることを信じる心が生まれます。その時、子どもの可能性を最大限に伸ばせるよう全力を尽くすことは、すべての大人の責務であるという思いにかられます。子どもたちが、伸び伸びと自分らしく成長し、その力を人のため社会のために思う存分に発揮する姿を思い描くと、本市の将来が輝いて見えてきます。未来に生きる子どもたちがはつらつとたくましく成長する姿は、家庭に幸福を与え、地域社会に希望をもたらします。

本市は、一貫して人口増加を続け、未来に向けて常に新しい変化を続けるまちです。どういう未来がやってくるかは、未来のために何をするか、そして子どもたちがどう育っていくかによって決まるといつても過言ではありません。子どもと教育に力を注ぐことは未来を創ることであり、「子どもが輝く教育のまち」を実現することは本市の重要な指標です。

また、本市は、古来より街道文化のまちとして栄え、人と人が出会う宿場町として発展してきました。近年においても、常に新しい転入者があり、多様な人々がともに暮らすまちとして新しい発展を続けています。本市はこうした草津の個性を活かしたまちづくりを進めていますが、教育振興においても、「出会い」と「多様性」を大切にすることが重要と考えます。

「出会い」は人との出会いだけでなく、心をゆさぶる読書体験や芸術体験、異文化に接した驚きと感動、自然や生き物に接することによって知る命の尊さ、地域の

歴史を知ることを通じた郷土への愛着心等、学びは出会いから始まるといっても過言ではありません。本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

本市の第5次総合計画では、「出会いが織りなすふるさと “元気”と“うるおい”のあるまち 草津」を構想しています。本計画も、すべての子どもが輝き、誰もが豊かな「出会いと学び」を広げられる「教育のまち」づくりを通して、この構想の実現化を目指すものです。

この目標の実現に向けて、①教育委員会を中心となって、本市の教育を創造し、②開かれた行動する教育委員会として、保護者や地域住民の意向を十分把握しながら、積極的な教育改革を進め、③学校の教員と行政の職員が協働し、草津から教育を変えようという意識をもって、斬新な教育施策を実行していきます。

これらの決意のもと、学校、家庭、地域、行政の連帯を深めた取り組みにより、市民の誰もが誇りに思える「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を目指します。

2. 施策の基本方向

施策の基本方向は、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 地域に豊かな学びを創る」の3つです。施策の基本方向は、基本理念の具現化にあたっての進むべき方向性と考え方を示しています。この基本方向に対して9つの目標を設定しました。今後は、この目標の実現に向けて施策を計画的かつ重点的に実施することとなります。

(1) 子どもの生きる力を育む

施策の基本方向の第一は、「子どもの生きる力を育む」です。これから社会は、ますます激しい変化の連続の中で大きく変容していくことが予想されます。社会生活に伴うストレスも大きくなっていくことでしょう。すでに、今子どもたちが抱えているストレスは以前にはなかったものともいえます。未来を生きる子どもたち誰もが、生きがいを見つけ、自己実現を図りながら社会に貢献していってほしいというのが、私たちの願いです。学校、家庭、地域、行政が協力しあいながら、本市の子どもたちが、社会性やコミュニケーション能力を高め、変化の激しい時代をたくましく生きる力を身につけていけるようにすることが、施策の基本方向の第一です。

目標1. 健やかな心と体の育成

子どもの生きる力を育むための第一の要件は、「健やかな心と体の育成」です。「健やかな心と体」とは、「自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心」と「たくましく生きるために健康や体力」のことです。この目標に向けて、出生時から成人するまで子どもの発達段階に応じて、学校、家庭、地域がそれぞれの立場で取り組めるようにするとともに、お互いが連携・協力することでより効果があがるようにします。

目標2. 生活習慣と社会性の育成

子どもの生きる力を育むための第二の要件は、「生活習慣と社会性の育成」です。子ども時代に身につけたよき生活習慣や社会性は、自らを律し、人との関係を良好にし、社会の中で自己実現を図っていく力になります。学校、家庭、地域がそれにしつけるべきこと、育てるべきことを明確にして、協力しあいながら子どもによき生活習慣と社会性を育む取り組みを進めます。

目標3. 確かな学力の育成

子どもの生きる力を育むための第三の要件は、「確かな学力の育成」です。「確かな学力」とは、「世の中の様々なことに興味・関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲と態度」「学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力」「自ら課題を見つけ、考え、人と協力してよりよいものを創造する力」のことです。児童の発達段階を踏まえながら、あらゆる教育活動を通して「確かな学力の育成」を目指した取り組みを進めます。

(2)学校の教育力を高める

施策の基本方向の第二は、「学校の教育力を高める」です。学校は、学齢期のすべての子どもの教育を担っています。学校の教育力が高まれば、子どものよき成長が期待されます。また、学校は家庭教育や社会教育とも連携する本市教育の推進拠点であり、学校の教育改革は家庭教育や社会教育の改革にもつながります。学校の教育力の向上は、本市の教育の改革と未来の発展を開く重要な指標として力を入れるべき課題です。

目標4. 教職員の指導力の向上

学校の教育力を高めるための第一の要件は、「教職員の指導力の向上」です。学校の教育力とは、教職員の指導力といつても過言ではありません。教職員の指導力の向上こそ、今学校に求められる最重要の課題ととらえてその実現に努めます。

目標5. 学校経営の充実・向上

学校の教育力を高めるための第二の要件は、「学校経営の充実・向上」です。学校の教育力向上のためには、教職員個々の力を高め、組織し、統合して学校としての総合力を高めることが必要です。また、効果的な教育課程を編成・実施すること、保護者や地域の活力を学校教育に活かすこと、関係機関との協力関係を築くことも重要です。これらは、学校経営の充実と向上によって可能となります。

目標6. 教育環境の充実

学校の教育力を高めるための第三の要件は、「教育環境の充実」です。安全安心で教育効果のあがる学校環境は、学校の教育力を高めます。施設・設備のハードと学習教材等のソフトの両面で、教育力向上につながる環境整備の充実に努めます。

(3) 地域に豊かな学びを創る

施策の基本方向の第三は、「地域に豊かな学びを創る」です。誰もが豊かな人生を過ごしていくためには、生涯を通じて、自ら学びを広げ、深めていくことが重要です。本市では、大人と子どもが共に学び合うという考え方のもとに、地域学習社会の実現を目指しています。この本市ならではの理念をさらに高く掲げ、皆の協力で地域の中に豊かな「学び」を創り、すべての人が生きがいを感じられるまちづくりを進めます。

目標7. 生涯学習・スポーツの充実

地域に豊かな学びを創るための第一の要件は、「生涯学習・スポーツの充実」です。生涯学習とスポーツは、他の動物にはできない人間だけの営みであり、人間が人間らしく生きるために不可欠の営みです。すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、学び、スポーツを楽しめる、豊かな人間性のあふれる地域学習社会の創造を目指します。

目標8. 文化・芸術の振興

地域に豊かな学びを創る第二の要件は、「文化・芸術の振興」です。文化や芸術には、豊かな心を涵養し、人と人を結びつける力があります。立場や世代を超えて人間としての共感を呼び覚ます力があります。文化・芸術の振興は、人間性豊かなまちづくりを進めるために不可欠の要件です。

目標9. 地域協働合校の推進

地域に豊かな学びを創るための第三の要件は、「地域協働合校の推進」です。平成10年度より始まった本市の地域協働合校の取り組みにより、「地域で子どもを見守り育てる」という意識の定着がみられるようになってきましたが、その一方で、様々な課題も出ています。今後は、この成果と課題を検証し、そのねらいや取り組みをより重点化し、新しい展望を示す必要があります。

III 平成26年度 目標の点検・評価

1 「子どもの生きる力を育む」

目標1. 健やかな心と体の育成

目標2. 生活習慣と社会性の育成

目標3. 確かな学力の育成

基本方向	1	「子どもの生きる力を育む」	評価
目標	①	健やかな心と体の育成	A
具体目標	ウ	豊かな心と人間性の育成	2.5
施 策	(3)	交流活動や体験活動の充実	
	(4)	道徳教育・人権教育の充実	

具体施策		評価
(3)-1	子どもが地域の人や自然とふれあう活動を広げます。	2.0
(3)-2	親子の関わりが豊かになるような地域活動を支援します。	2.0
(4)-1	各学校で、授業の工夫をしながら子どもの心に響く道徳教育を推進します。	3.0
(4)-2	教育活動全体を通じた人権教育を取り組み、偏見や差別を許さない意識や実践力の育成を推進します。	3.0

主な取り組みの成果	
(3)-1	・地域協働校の取組が積み上げられてきたことにより、地域の自然や人材とのふれあいによる学習が充実してきた。また、地域行事の運営に小・中学生が参画する機会も増えた。
(3)-2	・地域での地域協働校推進事業では、平成26年度については事業数は減少(H25 83件→H26 55件)しているものの、参加者は増えており(H25 10,297人→ H26 15,455人)、親子での料理やものづくり、防災体験や宿泊体験等さまざまな事業を通して親子の関わりを深めるきっかけづくりができた。
(4)-1	・文部科学省・滋賀県教育委員会からの委託を受け、「道徳教育総合支援事業」に取り組んだ。市内全小中学校ならびに推進校(高穂中・矢倉小)において、学習指導要領に基づいた道徳教育の質の向上を図った。市教育委員会が学校や地域の実情に応じて主体的に行う多様な道徳教育の取り組みに対して支援を行つた。「草津市道徳教育フォーラム」において、市の道徳教育活動の成果を広く発信した。
(4)-2	・市内全6中学校区で実施している人権教育実践交流会における授業研究会や研修会などを通じて、保・幼・小・中・高の系統を考慮した教育実践の推進と充実を図った。また、平成26年度の学校評価の集計結果として、「人の気持ちが分かる人間になりたい」と回答した児童生徒の割合が94.5%となり、人権意識の育ちが見られた。

今後の課題	
(3)-1	・地域協働校の趣旨を生かした学習については、すいぶんと充実してきている。実績評価としては、目標値をクリアしているものの、地域行事への参加率は低下傾向であるため、参加しやすい環境を整備するなどの工夫が必要である。
(3)-2	・地域での地域協働校については、まちづくり協議会の地域協働校推進組織が中心となり、各地域の実情に合った事業展開が図られており、今後、学校と地域の連携がさらに連携できるよう、情報提供等を行いながら、効果的な事業展開に繋げていく必要がある。
(4)-1	・平成27年度も継続して、「道徳教育総合支援事業」を実施する。共感の心情や他者理解の実践的態度等、よりよい生き方を求める「道徳の時間」の学習を進めるとともに、多様な道徳教育の取り組みに対して支援を行い、その成果を発信する必要がある。
(4)-2	・中学校区における保・幼・小・中・高の連携の中で、児童生徒の人権尊重の精神の育ちをめざし、授業改善・人間関係構築・環境整備を視点として今後も学校づくりに取り組む必要がある。また、上記回答での残り5.5%の児童生徒にかかる状況等の把握や丁寧な指導を継続する必要がある。

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(3)-1 地域の行事に参加する児童生徒の育成	学校教育課	児童会、生徒会活動や福祉活動等を契機として地域の行事に参加する児童生徒の育成を図った。(60%以上)(※)	参加した児童生徒の割合	74.0	66.5	%	↓	b
(3)-2 地域協働合校推進事業	生涯学習課	地域の大人と子ども(親子)に地域活動をしていただけるよう、学区・地区地域協働合校推進事業を実施した。	学区・地区地域協働合校推進事業実施数	83	55	事業	↓	b
(4)-1 道徳教育の推進	学校教育課	道徳の時間を中心に「人の気持ちがわかる人間」になりたいと思う児童生徒の育成を図った。(92%以上)(※)	肯定的回答をした児童生徒の割合	92.2	94.5	%	↗	a
(4)-2 中学校区別人権教育実践交流会	学校教育課	保幼小中高間の一貫した人権教育を推進するための実践交流会を中学校区ごとに開催した。	開催中学校区数	6/6	6/6	校区	→	a

(※)…数値は、草津市教育振興基本計画の実現のために、平成23年度に編纂された「草津の教育がめざすもの」に示された成果指標であり、到達年度は平成26年度としている。

外部評価委員の意見

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	①	健やかな心と体の育成	A
具体目標	エ	健やかな体の育成	2.5
施 策	(5)	健やかな体づくりの推進	△

具体施策		評価
(5)-1	体力を培う学校体育の充実と中学校運動部活動の改善・充実を図ります。	3.0
(5)-2	子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ環境の充実を図ります。	2.5
(5)-3	子どもの体力の重要性について正しい認識が広がるよう、啓発を推進します。	2.0
(5)-4	学校での食育と家庭への食生活のあり方の啓発を推進します。	2.5

主な取り組みの成果	
(5)-1	◆「運動を通してすべての子どもに感動を」をテーマに、市内の全小学校6年生児童を対象として、立命館大学スポーツ健康科学部とのサービスラーニングによる連携事業の「ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU」を開催した。
(5)-2	◆スポーツ少年団については、団員数・指導者数ともに増加している。また、毎年、「草津市スポーツ少年団指導者・育成会研修会」を開催しており、平成26年度は「子どもの能力を引き出すサポート」をテーマとして開催した。 ◆子どもたちがスポーツをするきっかけづくりとして、サイクルフィギュア教室を開催した。参加者は7名と少なかつたが、子どもたちの満足度は高く、今後のスポーツ活動の継続につながる事業になった。 なお、平成26年度は、市民提案事業として、団体と市が協働で実施した。
(5)-3	◆新体力テストの結果、平成25年度比での向上種目数は増加したが依然として体力は低下傾向にあるため、新体力テストの結果の検証を行い、平成27年度から開始する体力向上プロジェクト事業の検討に取り組んだ。
(5)-4	◆各小・中学校における食育の日や食育月間の取り組みについては、地域や保護者と連携した特色ある食育指導を進めるとともに、パルスオキシメータ(※)を各校に配布するとともに、アレルギー対策講座を開催し、アレルギー疾患をもつ児童に対する教職員の意識向上を図った。 ◆家庭弁当持参制を基本としている中学生やその保護者が「食」に関する興味や関心を高め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるために、シンプルで作りやすいお弁当メニューのレシピ集を年3回配布するとともに、そのレシピ集に沿った食育教室を開催した。 ◆栄養教諭等が全小学校において、学級活動で1~3年生に指導を行った。また、センターからの啓発資料として、「食育の日」の資料、給食時間の放送用資料などを配布し、各小学校での啓発を支援した。 ◆毎月、保護者向けの「給食だより」を発行し、学校給食や食に関する情報、人気のある給食レシピなどについて、掲載し啓発を行った。また、各小学校の学校保健委員会において、「バランスの良い朝食について」や「体によいおやつ」などのテーマで講話や調理実習を行い、保護者への啓発を行った。

今後の課題

- (5)-1 ◆ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSUについては、各校での取り組みに引き続き支援を行うとともに、より効果的な事業になるよう、引き続き立命館大学をはじめとする各機関と連携して実施する必要がある。
- (5)-2 ◆スポーツ少年団員の増加を目指し、団員募集の広報活動の充実、特に、女子児童の加入の促進に向けた取り組みを行う必要がある。
◆子どもたちのスポーツをするきっかけづくりは他のスポーツイベントや関係団体が実施するスポーツ教室などで対応し、今後は国民体育大会などを見据えたアスリート育成事業の展開を検討する必要がある。
- (5)-3 ◆子どもたちの体力低下、運動離れが懸念されることから、運動に关心を持ち、継続して取り組めるよう、小・中学校体力向上プロジェクト事業を開始するとともに、体育科授業の充実・改善のため、必要な支援を行う必要がある。
- (5)-4 ◆引き続き、アレルギー疾患に対する研修会などを通じた教職員の意識向上を図る必要がある。
◆引き続き、レシピ集の配布や食育教室を開催し、家庭弁当持参制をサポートする必要がある。また、内容については、生徒や保護者のニーズを的確に把握する必要がある。
◆1年生の食に関する指導について、給食時間に実施したため、時間が短く、集中することができなかった。今後は、学級活動の0.5校時で実施し、わかりやすい指導を行う。
◆朝食の摂食率をあげるための取り組みについて、「給食だより」等で啓発し、計画的な取り組みをする必要がある。
◆平成25年度は、センターがオープン年で、見学・試食会は、近隣の方が多く参加されたが、平成26年度は、本来の保護者だけとなり、減少に至った。今後は、児童の見学・学習に来るよう努めてさらに増やしていきたい。

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(5)-1 ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU	スポーツ保健課	市内6年生全児童の参加によるスポーツイベントを開催した。	全児童数	1,213	1,210	人	△	a
(5)-2 スポーツ少年団育成事業	スポーツ保健課	スポーツ少年団本部や単位団の活動への支援を行った。	登録者数	874	933	人	↗	a
(5)-2 子どもアスリート育成事業	スポーツ保健課	平成26年度は、スポーツをするきっかけづくりを目的としたサイクルフィギュア教室を開催した。	参加者数	41	7	人	△	b
(5)-3 新体力テスト	スポーツ保健課	小・中学校で新体力テストを実施した。	向上種目数/実施種目数	38/86	50/86	種目	↗	b
(5)-4 食育の日・食育月間	スポーツ保健課	食育の日・食育月間の取組を小・中学校で進めた。	実施校数	19/19	19/19	校	→	a
(5)-4 食の芽生えと育み推進事業	スポーツ保健課	お弁当レシピ集の配布や食育教室を開催した。	開催数		3	回	↗	a
(5)-4 食に関する指導	学校給食センター	児童を対象とした食育学習を実施した。	学校訪問数	151	157	回	↗	b
		保護者や各種団体を対象とした食育講座を実施した。	参加者数	459	355	人	△	b

(※)…指先に取り付けることで、動脈血の酸素飽和度を簡便に計測できる医療機器

外部評価委員の意見

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	①	健やかな心と体の育成	A
具体目標	オ	子どもの安全・安心の確保	2.7
施 策	(6)	子どもの安全・安心の確保	

具体施策		評価
(6)-1	自分の身は自分で守れるよう、学校での安全教育を推進します。	3.0
(6)-2	防犯ブザーの活用やICTを活用した防犯連絡システムの導入を図り、地域と連携した防犯対策に取り組みます。	3.0
(6)-3	子どもの安全確保を図るボランティア活動を支援します。	2.0

主な取り組みの成果	
(6)-1	◆全小学校でスクールガード・リーダーによる巡回指導や養成講座を実施し、実例を交えた指導により、子どもたちへの安全教育の推進を図るとともに、保護者やスクールガード(※)、教職員の危機管理意識の向上に取り組んだ。
(6)-2	◆携帯用防犯ブザーの配布や指導を通して、危険時における対応など、児童の防犯意識の醸成に取り組んだ。 ◆一斉メール配信システムにより、保護者だけではなく、地域やスクールガードに対しても不審者情報の提供等、非常時の連絡を速やかに行うことができた。
(6)-3	◆地域住民と連携したスクールガードの活動は定着しており、その登録者数は平成25年度より増加した。

今後の課題	
(6)-1	◆子どもたちが不審者等に遭遇した際に正しく対応できるよう、実例の紹介も交えながら、学ぶ機会の増加に取り組む必要がある。
(6)-2	◆防犯ブザーを常に所持し、危険時には適切に使用できるよう、スクールガード・リーダーの巡回指導などと連携しながら、防犯意識の醸成を図る必要がある。 ◆学校一斉メール配信システムについて、平成27年6月で導入から5年が経過し、システムの入替に伴って利用者全員の再登録が必要となる。一時的に登録率が低下することが予想されるため、保護者等に対し、丁寧に粘り強く案内を行う必要がある。保護者全員がシステムに登録していないため、メール配信と併せて文書による連絡を継続する必要がある。
(6)-3	◆スクールガードの中には高齢の方も多いので、その負担が軽減できるよう、学校と連携してスクールガードの必要性を周知し、登録者数を増加させる必要がある。

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(6)-1 スクールガード・リーダー巡回指導の実施	スポーツ保健課	スクールガード・リーダーが各小学校を巡回し、安全確保のための指導を行った。	実施校数	13/13	13/13	校	→	a
(6)-2 携帯用防犯ブザーの配布	スポーツ保健課	小学校新入生を対象に、携帯用防犯ブザーを配布した。	配布率	100	100	%	→	a
(6)-2 緊急メール配信システムの活用	学校教育課(学校政策推進課)	学校に設置するコンピュータネットワークシステムを利用したメール配信システムを緊急時用として活用した。	活用校数	19/19	19/19	校	→	a
(6)-3 学校安全対策ボランティア巡回事業	スポーツ保健課	児童の登下校時にスクールガードが見守り活動を実施した。	スクールガード登録者数	3,280	3,761	人	↗	b

(※)…各小学校に登録した地域住民が子どもたちの登下校時刻に合わせて、通学路などの巡回パトロールや見守りなどを行う学校安全ボランティア。

外部評価委員の意見

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	②	生活習慣と社会性の育成	A
具体目標	ア	家庭教育の啓発	2.5
施 策	(7)	生活習慣形成のための啓発活動の推進	

具体施策		評価
(7)-1	「早寝・早起き・朝ごはん」や「あいさつ」等、基本的な生活習慣の確立を図るための啓発活動を推進します。	3.0
(7)-2	よりよい生活習慣形成のための「家庭のルールづくり」を支援します。	2.0

主な取り組みの成果	
(7)-1	<p>◆広報くさつにおいて、図書館と連携し、「家庭読書」をテーマに読書を通した基本的な生活習慣の確立や親子のコミュニケーションなどの家庭教育に関する事業を掲載し、市民に啓発を行った。</p> <p>◆家庭読書を中心とした「家庭教育サポート事業」を市内2小学校においてモデル的に実施し、家庭で子どもたちが基本的な生活習慣や親子のコミュニケーションの基礎となる能力を身に付けることができるよう、保護者向けの学習プログラムを提供することにより、家庭教育支援の推進を行った。</p>
(7)-2	<p>◆家庭教育力の向上のため、市立幼・小・中学校単位PTAが実施する、子どもたちを取り巻く現状や課題、解決方法、子育ての手法、保護者どうしの繋がり合いの中から生まれる家庭教育学習事業の一部に対して補助金を交付した。</p>

今後の課題	
(7)-1, 2	<p>◆家庭教育学習出前講座については、給食試食会の利用者が多数であり、その他のテーマについても各単位PTAに授業参観後のPTA研修会などでのさらなる利用促進と啓発をしていく必要がある。</p> <p>◆「家庭教育サポート事業」については、学校のニーズや保護者が参加しやすい時間等を調整するとともに、家庭教育の大切さをより多くの保護者へ伝え、家庭で活かしていただくための事業展開を検討していく必要がある。</p>

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(7)-1家庭教育学習出前講座	生涯学習課	家庭教育学習出前講座を開設した。	開設数 (※1)	13	16	箇所	↗	a
(7)-1広報くさつへの記事掲載	生涯学習課	家庭教育に関する記事を掲載した。	回数	6	6	回	→	a
(7)-1家庭のカレンダー配付(※2)	生涯学習課	家庭のカレンダーを作成・配付した(平成21年度に渡っていらない家庭へ配付)。	配付率	100	廃止	%	—	—
(7)-1家庭教育サポート事業	生涯学習課	参観日やPTA研修会等において、家庭教育支援講座を実施した。	実施校数	2/2	校	↗	b	
(7)-2家庭教育学習事業費補助金	生涯学習課	生活習慣や食育など、単位PTAが実施する家庭教育学習事業に対して補助金を交付した。	交付数	19/29	16/29	校・園	↘	b

(※1)…講座の開設数については、直接給食センターに申込となっている「給食センター試食会」の回数は入っていないなかったため、平成26年度の回数を入れることとし、あわせて、平成25年度も回数に含めることとする。

(※2)…家庭のカレンダーについては、平成21年度に市内の公立幼稚園、小・中学校に在籍の全家庭に配付した。また、平成22年度～25年度については配付している家庭(兄・姉が同じ学校・園に在籍している等)を除く新入生、市外からの転入者等の家庭に配付した。

外部評価委員の意見

基本方向	1	「子どもの生きる力を育む」	評価
目標	②	生活習慣と社会性の育成	A
具体目標	イ	社会性を育む教育の充実	2.6
施 策	(8)	規範意識・社会性を育てる学校教育の推進	△
	(9)	キャリア教育の推進	△

具体施策			評価
(8)-1	学校や社会のルールを守る指導を強化し、社会の一員としてのあり方を考える学習を充実します。		3.0
(8)-2	不登校の解決に向けて学校全体で取り組みます。		3.0
(8)-3	小中学校で福祉体験学習や社会体験学習を推進します。		2.0
(9)-1	子どもの発達段階に応じて、職業や社会貢献、自分の生き方について考えさせるキャリア教育を行います。		2.0
(9)-2	小中学校で、社会の最前線で活躍する人たちを招いての特別授業を行います。		3.0

主な取り組みの成果

- (8)-1 ◆文部科学省・滋賀県教育委員会委託「道徳教育総合支援事業」を通して、基本的な生活習慣を身につけること、規律ある行動をすること、自分を見つめ鍛えることをねらいとした指導を、道徳の時間を中心に行つた。平成26年度の学校評価の集計結果において「学校のきまりを守っている」と回答した児童生徒が、前年比1.5%増の90.8%に達しており、各校の「道徳的風土の確立」が図られてきている。
- (8)-2 ◆不登校を含む学校不適応の児童生徒の情報共有と対応について協議する中学校区別グレードアップ連絡会を今年度も実施した。小学校と中学校の教職員が合同で協議することにより、課題のある児童生徒への適切なアセスメント、プランニングを行うことができた。このことにより、小・中学校における不登校児童・生徒の在籍率が前年度より減少した。(小学校:0.72%→0.51%, 中学校:2.76%→2.69% ← 不登校児童生徒数／全児童生徒数 * 100)
- (8)-3 ◆全ての小・中学校で福祉体験・社会体験学習に計画的に取り組んでいる。「人の気持ちが分かる人間になりたい」と答えた児童生徒の割合は94.5%、「困っている人がいたら進んで助ける」と答えた児童生徒は87.5%と、ともに高い数値を示し、継続的に取り組んでいる成果が見られた。
- (9)-1 ◆市内6中学校の2年生全員が、5日間の職場体験を行った。実地での体験を通して、働くことの尊さを感じたり、働く大人に尊敬の念を持ったり、自分の将来について考えたりすることができた。
- (9)-2 ◆「国際社会に生きる」をテーマに、市内全小・中学校において大学教授、プロスポーツ選手、省庁役人、音楽家などの各分野のスペシャリストを招き授業を実施した。活動を通して、児童生徒は将来の夢や希望を抱いたり、努力することの尊さや、社会貢献することの大切さを学ぶことができた。

今後の課題

- (8)-1 ◆文部科学省・滋賀県教育委員会委託「道徳教育総合推進事業」の推進地域として、3年次の取組を進める。推進事業を通して、各校の「道徳的風土の確立」を基に、市内全域の「道徳的風土の醸成」に努める必要がある。
- (8)-2 ◆不登校児童・生徒の在籍率が前年度よりも低くなっていることは、これまでの取り組みの成果であると考えられる。今後は、グレードアップ連絡会におけるスーパーバイザーの指導助言を校内で共通理解し、不登校に対する校内での取り組みをさらに充実していく必要がある。
- (8)-3 ◆継続的に取り組んでいるプログラムをもとに、社会の情勢や新しい学力観などに応じた新しい取組の開発に努め、その内容を広く啓発していく必要がある。
- (9)-1 ◆5日間という限定的な期間ではあるが、職場体験は生徒にとって貴重な体験であり、今後も取り組んでいきたい。しかし、生徒の受け入れ事業所の確保や、さらに発展させた活動を企画するには困難さが伴うことが課題である。
- (9)-2 ◆数年間の取り組みを終え、新たな講師の発掘が望まれるが各校にそれを求めるのは難しい。事務局が中心となり、積極的に各界の著名人と交渉を行えるように努める。

取り組みの状況

事業名	担当課	活動の概要	実績					
			項目	H25	H26	単位	推移	評価
(8)-1 道徳の時間の実施	学校教育課	道徳の時間を中心に行なった「学校のきまりを守る」児童生徒の育成を図った。	肯定的回答をした児童生徒の割合	89.3	90.8	%	↗	a
(8)-2 グレードアップ連絡協議会	学校教育課	中学校区別グレードアップ連絡会として、市内を6つのエリアに分け、ベースシート(※)を活用したアセスメント・プランニング会議を実施した。	実施校数	19/19	19/19	校	→	a
(8)-3 福祉体験活動の実施	学校教育課	各学校がテーマを定め、シニア体験・車椅子体験・アイマスク体験等を実施した。	実施校数	19/19	19/19	校	→	b
(9)-1 中学生チャレンジウィーク	学校教育課(学校政策推進課)	5日間の職場体験学習を実施した。	実施校数	6/6	6/6	校	→	b
(9)-2 各界トップのスペシャル授業	学校教育課(学校政策推進課)	各界トップによる特別授業を開催した。	開催校数	13	19	校	↗	a

(※)…不登校や学校不適応の課題を抱える子どもの支援を目的に、県教委が作成した「課題の整理」、「課題解決の方法検討」のための作業シート。

外部評価委員の意見

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	②	生活習慣と社会性の育成	A
具体目標	ウ	青少年の健全育成	2.7
施 策	(10)	青少年の健全育成運動の推進	

具体施策		評価
(10)-1	青少年の健全育成に関わる団体や指導者の育成・支援を図ります。	3.0
(10)-2	青少年が地域活動に参加する仕組みづくりを進めます。	2.0
(10)-3	青少年の非行防止の取り組みと立ち直りの支援の充実を図ります。	3.0

主な取り組みの成果	
(10)-1	◆草津市青少年育成市民会議事業への支援を行い、挨拶運動や声かけパトロールなど市域をはじめ各学区の実状に合わせた活動に取り組んでいただくことで、青少年の健全育成への導きときめ細やかな見守りを行うことができた。また、青少年育成大会、青少年問題をみんなでトークなど、自己研鑽の機会を通じ、青少年健全育成に関わる大人の意識・資質向上を図ることができた。
(10)-2	◆草津市子ども会リーダー養成講座事業への支援を行い、日常の便利さを排除した環境で、仲間と寝食を共にし助けあい支えあいながらの宿泊体験、福祉体験などさまざまな活動に取り組んでいただくことで、次代を担う子どもたちの健全な心身の成長の一助とすることができた。
(10)-3	◆少年補導委員とともに、街頭巡回活動(通常、特別、随時、学区地区)を実施した。また、栗東市少年補導委員と合同で街頭巡回活動を実施した。 ◆無職少年対策指導事業、立ち直り支援事業「あすくる草津」の推進等に取り組んだ。 ◆学校、関係機関等と連携を図り、青少年・立ち直り支援等の相談業務に取り組んだ。 ◆少年センターだよりを市のホームページにも掲載し、市民への啓発に取り組んだ。

今後の課題	
(10)-1	◆青少年育成市民会議の地域での実行組織として各学区民会議が存在するが、まちづくり協議会の部会への統合など各学区により組織状況が異なってきた。今後、地域課題の解決について、各地域が実状に合わせ取り組んでいく中で、各地域において次代を担う青少年の健全育成はまちづくりの根幹であることを認識いただき、活動が後退することのないよう必要な支援を行う必要がある。
(10)-2	◆子どもを取り巻く環境や保護者の意識の多様化などにより、参加者は減少傾向である。体験活動の意義を理解いただき、たくましく健やかな心身を持った子ども達の育成の必要性を積極的に伝える必要がある。
(10)-3	◆保護者、関係機関との連携を深め、互いの情報を共有し、少年の就労、就学、家庭支援などに取り組む必要がある。 ◆平成26年度は中学生を中心とした保護者からの相談が多くあり、相談内容としては子育て・学校関係・非行・発達課題等であった。相談件数はやや減少したが、気軽に相談できるよう、関係機関への働きかけや周知に努めたい。

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(10)-1 青少年育成市民運動推進事業	生涯学習課	青少年育成活動団体・指導者の育成と活動支援を行った。	参加者数	762	920	人	↗	a
(10)-2 草津市子ども会6年生リーダー養成講座事業	生涯学習課	草津市子ども会6年生リーダー養成講座事業の活動支援を行った。	参加者数	89	77	人	↘	b
(10)-3 少年センター(あすくる草津含む)相談事業	少年センター	少年に関わる相談を行った。	相談活動	840	704	件数	↘	a

外部評価委員の意見

基本方向	1	「子どもの生きる力を育む」	評価
目標	③	確かな学力の育成	A
具体目標	ア	学力の向上	2.4
施 策	(11)	学力向上プログラムの実施	

具体施策		評価
(11)-1	すべての子どもを対象とする漢字検定、計算検定、英語検定の取り組みを進めます。	3.0
(11)-2	朝のモジュール学習(※1)を通して、子どもの学びの姿勢を育成します。	2.0
(11)-3	社会で自己実現できる力を育て、生きる力の育成を図ります。	2.0
(11)-4	各種検定やテストにより子どもの学力状況を把握し、学力課題の克服に努めます。	3.0
(11)-5	家庭と協力して振り返り学習が定着するよう努めます。	2.0

主な取り組みの成果	
(11)-1	◆英語検定では、全国で極めて優秀であった団体として、優良団体賞および団体賞を市内の6中学校全てが受賞した。漢字検定と文章検定においても、草津市は“特筆すべき功績を収めた団体”として評価され、日本漢字能力検定協会より約2万団体の中から成績優秀者表彰の団体の部・特別賞に3年連続で選定された。両検定共に、これまで草津市全体で積みあげてきた大きな成果である。なお、市独自問題を作成して実施していた計算検定については、十分に目的を達したことから、平成25年度より廃止した。
(11)-2	◆モジュール学習で読書に取り組んだり、各校の学力課題を解決するために独自の取り組みを進めた結果、落ち着いた雰囲気で学校生活をスタートさせることができたり、学力課題の解決に一定の効果が見られたりした。
(11)-3	◆自己肯定感に着目してみると、小学校6年生は「自分には良いところがある」と感じているのが78.7%であり、全国平均を上回っている。課題解決学習等の授業改善や思考力育成事業での家庭学習プリントの添削などが意欲と自信につながっていると考えられる。
(11)-4	◆4月に実施した全国学力・学習状況調査の自校採点結果をもとに、各校が「我が校の学力向上策」のうち本年度の重点を決め、学校ぐるみで取り組んでいる。また、各校の学力向上担当による草津市学力向上マネジメント会議を平成26年度から実施することで、全市的な課題を共有し、各校の子どもの実態に応じた対応策についての情報交換を行い、学力課題の克服に努めている。
(11)-5	◆積極的に全国学力・学習状況調査結果内の学習環境に係る部分の分析を行い、家庭学習の手引きを作成して保護者に周知したり、保護者対象のeラーニングの説明会を実施したりして、家庭学習の定着を図る学校が増えてきている。

今後の課題

- (11)-1,2 ◆平成26年度より中学校において、文章作成力・文章読解力向上のため、漢字検定と選択受検できる文章題検定を導入した。漢字検定・文章検定・英語検定に向けた学習意欲が継続できるように、教材の開発や教具・参考図書・参考資料等を「日本漢字能力検定協会」や「日本英語検定協会」と連携して、一層支援していきたい。漢字検定料の改訂により、市の補助金も増額していただいたが、保護者負担額が年々増加してきている。
- (11)-3 ◆中学校における自己肯定感の低下が課題である。小・中学校ともに、ICTを活用した学習改善を進める等、子どもが活躍できる授業や学校行事等を仕組んでいくことや、相互を認め合える集団の育成に取り組むよう指導していく。
- (11)-4 ◆学力向上策が学力調査対策にならないよう、常に子どもの実態を見据え、身につけさせるべき力を的確に見極めるようする必要がある。また、思考力育成事業「レッツ・エンジョイ・シンキング」では、2年間の取り組みデータを分析し、全市的な弱点を明らかにするとともに、それらを改善するための問題の検討が必要である。
- (11)-5 ◆本年度、家庭学習の手引きの作成や見直しを行った学校が多かったが、配布するに留まっている状況が多い。保護者の協力を得るためにには、できるだけ多くの機会で粘り強く啓発していく必要がある。

取り組みの状況

事業名	担当課	活動の概要	実績					
			項目	H25	H26	単位	推移	評価
(11)-1 検定事業	学校教育課(学校政策推進課)	漢字・英語検定を推進した。	実施校数	19	19	校	→	a
(11)-2 モジュール学習 (※1)	学校教育課(学校政策推進課)	朝の学習で読書やドリル学習等に取り組んだ。	実施校数	19/19	19/19	校	→	b
(11)-3 学力向上重点事業	学校教育課	学力向上事業の取組を通して「自分にはよいところがある」と考えられる児童生徒の育成を図った。(70%以上) (※2)	肯定的回答をした児童生徒の割合	68.6	70.5	%	↗	b
(11)-4 レッツエンジョイシンキング	学校教育課(学校政策推進課)	年間15回の家庭学習用問題プリントの実施と添削指導を通して思考力の育成を図った。	実施校数	13/13	13/13	校	→	a
(11)-5 学校説明会等の実施	学校教育課(学校政策推進課)	学校説明会や学校通信等を通して学習習慣の定着について啓発した。	実施校数	19/19	19/19	校	→	b

(※1)…10分、15分などの時間を単位として、取り組む学習形態のこと。

(※2)…数値は、「草津の教育がめざすもの」に掲げる成果指標値

「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。

外部評価委員の意見

基本方向	1	「子どもの生きる力を育む」	評価
目標	③	確かな学力の育成	A
具体目標	イ	学習意欲の向上	2.7
施 策	(12)	電子黒板を利用した授業の推進	
	(13)	各界トップによる特別授業の推進	

具体施策		評価
(12)-1	全教室で電子黒板や関連機器が使えるようにし、ICT授業を推進します。	3.0
(12)-2	全教員が授業改善に取り組み、「よくわかる授業」を進めます。	2.0
(13)-1	文化、芸術、学問、経済等、各界の第一人者を小中学校に招いて、特別授業を行います。	3.0

主な取り組みの成果

- (12)-1 ◆タブレットPCを活用した分かりやすい授業の構築に努め、電子黒板を活用する教員が小・中学校ともに100%となった。電子黒板を使い、わかる授業づくりに一層取り組むことができた。さらに、これから社会で必要とされる創造力や、問題を解決していく力を身につけ、生きる力の育成を図った。
- (12)-2 ◆小学校では、タブレットPCを授業で使うことによって子ども主体の能動的な授業へと改善する傾向がある。また、思考力育成事業「レッツ・エンジョイ・シンキング」の問題のうち、思考力を要する問題を授業で取りあげる等、学年単位で授業改善を行う学校もある。「授業はよくわかる」の肯定率は、88.1%であった。
- (13)-1 ◆「国際社会に生きる」をテーマに、市内全小・中学校において大学教授、プロスポーツ選手、省庁役人、音楽家などの各分野のスペシャリストを招き授業を実施した。活動を通して、児童生徒は将来の夢や希望を抱いたり、努力することの尊さや、社会貢献することの大切さを学ぶことができた。

今後の課題

- (12)-1 ◆平成26年度より、「タブレット活用推進リーダー研修」を実施しており、各学校の核となる人材の育成を行った。各校のタブレット活用推進リーダーやICT支援員を中心に、校内における基本技術のフォローアップに努めた。文部科学省との連携で作成した「研修カリキュラム」等を活用し、教員一人ひとりに確かなスキルと授業力が身につけられるよう、研修の充実を図った。
- (12)-2 ◆中学校における「授業がよくわかる」の肯定率が91.7%から85.6%に低下している。平成27年度秋には、中学校に約1000台のタブレットPCを導入することをきっかけに授業改善の必要性を啓発していく必要がある。
- (13)-1 ◆数年間の取り組みを終え、新たな講師の発掘が望まれるが、各校にそれを求めるのは難しい。事務局が中止となり、積極的に各界の著名人と交渉を行えるように努める。

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(12)-1 学校ICT化の推進	学校教育課(学校政策推進課)	教員の電子黒板の活用を推進した。(小学校教員95%以上)(※)	電子黒板を活用する教員の割合	100	100	%	→	a
(12)-1 学校ICT化の推進	学校教育課(学校政策推進課)	教員の電子黒板の活用を推進した。(中学校教員80%以上)(※)	電子黒板を活用する教員の割合	97	100	%	↗	a
(12)-2 授業改善	学校教育課(学校政策推進課)	「授業がよくわかる」と考える児童生徒の育成を図った。(授業がよくわかるという肯定的な回答88%以上)(※)	肯定的回答をした児童生徒の割合	89.6	88.1	%	↘	b
(13)-1 各界トップのスペシャル授業	学校教育課(学校政策推進課)	各界トップによる特別授業を開催した。	開催校数	13	19	校	↗	a

(※)…数値は、「草津の教育がめざすもの」に掲げる成果指標値。
「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。

外部評価委員の意見

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	③	確かな学力の育成	A
具体目標	ウ	読書活動の推進	2.9
施 策	(14)	読書活動の推進	

具体施策		評価
(14)-1	本の読み聞かせや学校図書館の業務支援を行うボランティアの育成や交流活動を進めます。	3.0
(14)-2	草津市子ども読書活動推進計画に基づき、本好きな子どもたちの育成に努めます。	2.8

主な取り組みの成果	
(14)-1	◆各学校に学校図書館センターを年間210時間配置し、学校図書館の環境整備や貸出・返却業務の支援を行い、児童生徒の図書館利用の活性化を図った。司書教諭・学校司書・図書館センター・図書館ボランティアによる交流も進み、ボランティアの育成や交流活動が進んでいる。成果として各校の学校図書館来館者数が増加したことと児童会・生徒会の図書委員会が積極的に活動する学校が増えたことがあげられる。
(14)-2	◆子どもの読書量を調査した結果、子どもの1ヶ月の読書量は小学校(10.8冊→13.1冊)、中学校(3.5冊→3.9冊)と、ともに平成25年度から増加しており、全国平均を上回る高い読書量を示している。未読書率においては、小学校は全国平均の3.5%に比べ草津市は0.5%、中学生においても全国平均の15.0%に比べ草津市は9.6%となるなど、子どもたちの積極的な読書活動がみられる。 ◆「草津市子ども読書活動推進協議会」において、本市における子ども読書活動の推進、および「第2次草津市子ども読書活動推進計画」の策定に係る議論を行った。 ◆子どもの読書活動への推進および家庭での読書活動のきっかけづくりとして、「子どもが輝くブックトークコンサート」を開催した。また図書館と連携し、事業当日には移動図書館で図書の展示を行うなど、多くの家族連れが参加し、家庭での子どもの読書活動の啓発につなげることができた。 ◆「未来を担う子供の育成を推進し、子どもの成長に役立つ図書館」を基本方針に、「おはなし会」、「おはなしのじかん」、「ブックトーク」、「読書講演会」、「図書館デビュー」、「図書館クイズラリー」等の事業を実施した。また、一層の子どもの読書体験を豊かに育むことを目的に「ブックリスト」、「新一年生向け利用案内」の配布や、「図書館見学」、「職場体験学習」、「団体一括貸し出し」、「学校への出張ブックトーク」等を実施し、園や学校への支援を図った。

今後の課題	
(14)-1	◆学校図書館の「読書センター」としての機能は定着しつつあり、今後はビブリオバトル(※)の取り組みを通した「質の高い読書」の推進を図る必要がある。また、「学習情報センター」の役割が十分に機能できていないため、学校図書館の授業での利用促進を図るために実践を交流し、子どもの主体的な学びの場となる図書館教育への意識を高めなければならない。
(14)-2	◆「第2次草津市子ども読書活動推進計画」の進捗管理とともに、「読書大好き草津の子ども推進事業」の展開のため、図書館、学校等とさらなる連携をしていく必要がある。 ◆「学校へのブックトーク」、「団体一括貸し出し」、「ブックン」等について、積極的に働きかけを行い、園や学校を通じての読書推進を図る。また、子どもの読書への関心を継続させていくために、中高生を対象とした利用サービスとして、図書コーナーの設置や利用案内の配布などの取り組みを行う必要がある。

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(14)-1 学校図書館運営センター配置	学校教育課(学校政策推進課)	学校図書館の環境充実のため、学校図書館運営センターを配置した。	配置校数	19/19	19/19	校	→	a
(14)-1 学校図書館整備事業	学校教育課(学校政策推進課)	学校図書館の整備を進め、図書館を利用する児童生徒の育成を図った。(300人/月・校以上)	1月・1校あたりの利用児童生徒数(のべ人數)	975	1,613	人	↗	a
(14)-2 子どもの読書活動に関する調査	生涯学習課	小学生が1か月に読んだ書籍の平均冊数を調査した。	冊数	10.8	13.1	冊	↗	a
(14)-2 子どもの読書活動に関する調査	生涯学習課	中学生が1か月に読んだ書籍の平均冊数を調査した。	冊数	3.5	3.9	冊	↗	a
(14)-2 子どもの読書活動に関する調査	生涯学習課	小学生が1か月に書籍を読まなかつた児童の割合を調査した。	割合	2.2	0.5	%	↘	a
(14)-2 子どもの読書活動に関する調査	生涯学習課	中学生が1か月に書籍を読まなかつた生徒の割合を調査した。	割合	14.0	9.6	%	↘	a
(14)-2 子どもが輝くブックトークコンサートの開催	生涯学習課	家庭での読書活動推進のため開催した。	人数	267	300	人	↗	a
(14)-2 図書館運営事業	図書館	児童図書の収集と貸し出し、各事業を通じ、子どもの読書活動と啓発を行った。	児童図書貸出冊数	379,333	374,870	冊	↘	b

(※)…書評を通してプレゼン能力やコミュニケーション能力を育む取り組み。公式ルールは、①発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分間で本を紹介する。③それぞれの発表の後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを2~3分行う。④全ての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなかったか?」を基準とした投票を参加者全員で行い、最多票を集めたものを『チャンプ本』とする。

外部評価委員の意見

2 「学校の教育力を高める」

目標4. 教職員の指導力の向上

目標5. 学校経営の充実・向上

目標6. 教育環境の充実

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	④	教職員の指導力の向上	A
具体目標	ア	教職員の研修と人材育成	3.0
施 策	(15)	教職員研修の充実	
	(16)	目標マネジメント制度による人材育成	

具体施策		評価
(15)-1	教職員の専門性や指導力向上を図るため、市独自の研修を推進します。	3.0
(15)-2	くさつ教員塾による若手教員の育成を図ります。	3.0
(15)-3	中学校の教員が小学校の教育活動に関わる等、小中教員の協働を推進します。	3.0
(16)-1	学校長による全教員の授業参観や個別面談等を通して、個々の教員の目標管理と指導、育成を図ります。	3.0

主な取り組みの成果	
(15)-1	◆実習や演習を交えた参加型の講座や学校現場が直面している課題に対する解決への糸口となるような内容の講座を実施することで、参加者の満足度(満足・ほぼ満足)が95%以上という結果となった。
(15)-2	◆教職経験が10年未満の若手職員を対象に「くさつ教員塾」を実施したが、昨年度より参加人数が増えた。内容も幼児教育や理科教育に加え、情報教育についても実施したこと、教員の指導力の向上を図ることができた。
(15)-3	◆グレードアップ加配教員を配置することで、中学校区別グレードアップ連絡会を定期的に実施できた。このことにより、小・中の教員が児童・生徒に関する情報を共有し、義務教育段階における児童生徒をともに育てるために協働した取り組みを進めることができた。
(16)-1	◆市立小・中学校長が全ての教職員に対して個人面談を行うとともに授業観察を行い、適切な目標設定・達成に向けてきめ細かな指導助言を行った。また、そのことを通じて、校長が期待する役割やそれぞれが果たすべき責任等について教職員と共に理解しながら、ともに学校運営に携わる意識を高めることができた。

今後の課題	
(15)-1	◆県教委や総合教育センター等が実施する夏季休業中の研修が増えていることから、現場教員のニーズに合った特色ある内容を精選し講師選定を行うとともに、日程調整に気を配る必要がある。
(15)-2	◆夏季休業中に実施しているが、上記(15)-1と同様、県教委等の実施する研修が増えており、日程の調整に気を配る必要がある。また、若手教員に必要とされる講座内容を検討し、他の研修と内容が重ならないように選定する必要がある。
(15)-3	◆中学校区別グレードアップ連絡会では、児童生徒の問題行動対応に関する情報共有と対応についての協議が主である。今後は、学力の向上を図るために小・中学校の具体的な連携を充実させる必要がある。また、本事業の有用性を広く啓発していくことが必要である。
(16)-1	◆個人面談、授業観察の実施し評価に生かす中で、教職員の達成感・満足感を充足させることができてきている。今後は重点となる具体的な取り組み項目を評価項目として管理職と教職員本人が情報を共有しつつ、さらに充実した学校教育を創出すべく効果的な人員配置、人材育成につないでいくことが望まれる。

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(15)-1 教職員夏期研修講座	教育研究所	教員の指導力向上に向けた研修を実施した。	講座内容満足度	96	96	%	→	a
(15)-1 スキルアップアドバイザ-配置事業(※1)	教育研究所	授業指導や学級経営等に関する能力向上のための指導を行った。	有用感度	97	98.7	%	↗	a
(15)-2 くさつ教員塾	教育研究所	若手教員の指導力向上に向けた研修を実施した。	1講座当たりの受講者数	41	55	人	↗	a
(15)-3 学校教育グレードアップ加配教員配置事業(※2)	学校教育課	学校での特別支援教育の推進および教育目標に応じた活動の推進を担当する教員の授業軽減を担う。	配置校数	19/19	19/19	校	→	a
(16)-1 人事評価の実施	学校教育課	管理職が教員個々に対し、授業観察に基づいた指導を行った。	3回以上実施	73.7	100	%	↗	a

(※1)…高い指導力を有する校長経験者が、市内教員を対象に授業指導や学級経営に関する巡回指導を行う。

(※2)…特別支援教育の充実と各校の教育の質的向上を図ることを目的に各小中学校に配置した教員。

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	④	教職員の指導力の向上	A
具体目標	イ	教員の授業力の向上	3.0
施 策	(17)	全教員による電子黒板等を活用した授業の実施	△
	(18)	授業公開と授業研究の推進	△

具体施策		評価
(17)-1	スキルアップアドバイザーや指導主事の学校訪問による個別指導と教員研修を通して、全教員が電子黒板等を活用した授業を行えるようにし、授業力向上を図ります。	3.0
(18)-1	全教員が授業を公開し、授業研究会の充実を通して授業改善を図ります。	3.0

主な取り組みの成果	
(17)-1	◆電子黒板を活用する教員の割合が、小学校100%、中学校97%となるなど、日常的に活用できるようになった。「電子黒板を使う授業はわかりやすい」という児童生徒の感想が多数ある。研究開発校や特別支援学級に導入したタブレットを有効に活用した指導方法について、研究発表会や教員研修会を実施した。
(18)-1	◆学力観の転換期にあり、各教科児童生徒主体の問題解決型授業への取組が注目されるようになつた。さらにICTを有効に活用するスキル等、教員の授業改善への意識が徐々に高まりつつありため、研究授業の回数も前年度の26%増の実施実績となった。

今後の課題	
(17)-1	◆文部科学省指定の「ICTを活用した自治体応援事業」に取り組むとともに、アクティブラーニング(※1)を取り入れたICT機器の活用や、授業におけるタブレットPCの活用とノート指導との併用による学力向上に関する研究を進める。また、平成27年度に導入される中学校タブレット端末約1000台の活用を進めるために、「タブレット活用推進リーダー研修会」等を実施し、各校においてタブレットPC活用に関する全教職員参加の研修を実施する。
(18)-1	

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(17)-1 電子黒板活用の推進	学校教育課(学校政策推進課)	電子黒板を使うことのできる教員の育成に努めた。(電子黒板を使える教員 小学校95%) (※2)	指導を受けた教員の割合	100	100	%	→	a
(17)-1 電子黒板活用の推進	学校教育課(学校政策推進課)	電子黒板を使うことのできる教員の育成に努めた。(電子黒板を使える教員 中学校80%) (※2)	指導を受けた教員の割合	97	100	%	↗	a
(18)-1 授業研究会の開催	学校教育課(学校政策推進課)	授業改善のために校内で研究授業を実施した。	研究授業を行った教員の割合	104.9 (※3)	115.9	%	↗	a

(※1)…「学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る」学修(能動的学修)のこと。具体的には、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、教室でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなどを含む学習活動。

(※2)…「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。

(※3)…各校積極的に授業研究会が実施され、一人の教員が複数回授業を提供する状況が定着しつつある。

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目 標	④	教職員の指導力の向上	A
具体目標	ウ	教育研究活動の推進	2.7
施 策	(19)	教職員の教育研究活動の推進	

具体施策		評価
(19)-1	教育研究奨励事業を通して教員の自発的な研究活動の促進を図ります。	3.0
(19)-2	教科等部会別研修会による教科ごとの研究活動の充実を図ります。	3.0
(19)-3	教育研究所の研究活動の充実を図ります。	2.0

主な取り組みの成果

- (19)-1 ◆教育現場の実践の中で生まれる教師のちょっとしたアイデアが、子どもたちの学びや育ちを支えていくことから、「教師のアイデアコンテスト」部門を新設し、研究をより身近なものにした。このことにより研究に取り組む風土が息づき、多くの論文・アイデアの募集のあった学校に、学校賞を授与するなど、教員の資質向上に向けて学校をあげて取り組む動きがみられた。
- (19)-2 ◆教科等の部会に市内全教職員が所属し、教育専門職としての資質の向上や教育方法に関する研修会を各部会ごとに年間2回以上実施した。各部会ごとに主体的な授業公開実施や、先進地視察、講師の招聘等、小・中合同研修など工夫して活動した。その成果として、各教科等ごとにおける専門性が高まった。
- (19)-3 ◆教育講演会は、東京理科大学学長の藤嶋昭さんを招き、市内中学生を対象とした理科の公開特別授業や、「光触媒」の発見とその応用研究についての講演会を行った。「科学する心」に学び、理科への興味関心を高めることができた。

今後の課題

- (19)-1 ◆自発的に研究を進めていく教員が増え、学校ぐるみで研究に取り組む学校・園も出てくる中で、貴重な研究が個人にとどまることなくその学校の学力向上マネジメントの一環として機能するように事業を推進していく。
- (19)-2 ◆各教科等部会別研修会の開催日を原則長期休業期間とし、子どもと向き合う時間を確保している。児童生徒の学習の様子を映像におさめ、ビデオを活用した「授業研究会」や「事例報告会」などの効果的な研修会を実施した。今後も、子どもと向き合う時間の確保を優先させるとともに、主体的な研修活動になるよう努めていきたい。
- (19)-3 ◆研究奨励事業では、平成25年度より論文の応募が増え、研究発表大会時には、「科学する心」をテーマに立命館大学を会場にお借りし、教育講演会を行った。今後も広くさまざまな分野から、講師を招き、参加したくなる魅力的な内容の講演会を実施していくよう努める。

取り組みの状況

事業名	担当課	活動の概要	実績					
			項目	H25	H26	単位	推移	評価
(19)-1 教育研究奨励事業	学校教育課	教育研究や実践報告の募集を行った。	応募数	46	54	点	↗	a
(19)-2 教科等部会別研修会	学校教育課 (学校政策推進課)	教職員が部会に入り、学校をまたがった研修会を実施した。	部会への参加率	100	100	%	→	a
(19)-3 教育研究奨励事業および講演会開催事業	学校教育課	個人や団体の教育研究の成果発表会と、教育の今日的課題についての講演会を開催した。	参加者数	158	82	人	↘	b

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	⑤	学校経営の充実・向上	A
具体目標	ア	学校の経営力の向上	2.7
施 策	(20)	特色ある教育課程の編成・実施	△
	(21)	地域の活力を生かした学校経営	△

具体施策		評価
(20)-1	各学校・園が地域や子どもの実態を踏まえ、特色のある教育課程を編成し、実効性のある取り組みを推進します。	2.0
(21)-1	保護者や地域の活力を学校教育に活かし、関係機関との協力関係を深める取り組みを充実します。	3.0
(21)-2	学校の自己評価をするとともに、関係者評価を活かした学校経営を行います。	3.0

主な取り組みの成果	
(20)-1	◆「パイオニアスクールくさつ推進事業」の2年次として、各小・中学校が1年次からさらに発展した取り組みを展開したり、各校の特性に応じて、新たな教育プランを企画したりして、実践することができた。また授業公開や実践事例集の作成など、成果を市内に発信することができた。
(21)-1	◆図書館教育支援活動や環境整備活動等、各校での社会人活用の効果があがっている。また、総合的な学習の目的に応じた関係機関との連携や学社融合も定着してきている。
(21)-2	◆「草津の教育がめざすもの」に設定した評価項目と指標に基づいて各校の自己評価を行うことで、客観的に評価することができた。また、この結果を踏まえて関係者評価を行い、成果と課題を明確にする中で、学校経営の改善点を明らかにすることができた。

今後の課題	
(20)-1	◆平成27年度を、新たな年次の始まりととらえ、パイオニアスクールの名称に応じた新たな取り組みを企画したり、これまでの取組をより一層発展させたりした事業を実施できるように図っていく。
(21)-1	◆地域協働校事業により大人とふれあい、大人に学ぶ機会が増えたが、子どもが受け身的な取り組みになってしまい傾向がある。今後は、企画段階から児童会や生徒会を巻き込んで、より活力あるものにしていくことも視野に入れて推進していく必要がある。
(21)-2	◆各項目の成果指標がほぼ達成されている状況があり、学校評価の項目や指標の見直しについての検討が必要である。

取り組みの状況		活動の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H25	H26	単位	推移	評価
(20)-1「パイオニアスクールくさつ推進事業 （学校改革推進事業）」 前：学校教育モデルプラン推進事業（H24まで）	学校教育課（学校政策推進課）	市内小中学校が、市のモデルとなる新しい教育内容や教育方法のプランを実践した。	実施校数	19/19	19/19	校	→	b
(21)-1 総合的な学習の時間等の実施	学校教育課	地域協働合校推進事業による地域の支援を受け、総合的な学習の時間等を実施した。	実施件数	380	375	件	↓	a
(21)-2 学校関係者評価委員会	学校教育課	学校関係者評価を全小中学校で実施した。	実施校数	19/19	19/19	校	→	a

外部評価委員の意見